

[保健福祉部 社会福祉課 所管]

○社会福祉事務に要する経費 (03010104) 28,339,869 円 (5,596,673 円) 決算書 P132

〈国・県：763,295 円 一財：27,576,574 円〉

* 特定財源積算根拠

・ 県委：県事務処理特例交付金 763,295 円

(目的)

福祉向上の普及啓発活動や住民への支援により福祉の増進を図る。

(内容)

各種団体への負担金及び補助金を助成し福祉の増進強化を図る。

(効果)

保護司会や人権擁護委員など各種団体等の支援により、社会福祉の向上に寄与した。

○民生委員活動に要する経費 (03010105) 4,045,729 円 (4,314,899 円) 決算書 P134

〈一財：4,045,729 円〉

(目的)

民生委員が社会奉仕の精神をもって相談指導にあたり、関係機関との協力及び連携を図る。

(内容)

民生委員・児童委員 89 人

坂東市民生委員協議会に対する助成 495,000 円

(効果)

社会福祉の増進に寄与した。

○障害者福祉に要する経費 (03010106) 23,413,460 円 (20,130,495 円) 決算書 P136

[総務部 総務課 所管 514,800 円含む]

〈国・県：8,323,811 円 一財：15,089,649 円〉

* 特定財源積算根拠

・ 国負：特別障害者手当等給付費負担金 7,609,042 円

・ 国委：特別児童扶養手当事務取扱交付金 168,769 円

・ 県補：在宅障害児福祉手当補助金 546,000 円

(目的)

障がい者福祉の向上を図るため、特別障害者手当の支給、住宅リフォームの補助、福祉タクシー券の交付等を行う。

(内容)

1. 障害者手帳交付用診断書代補助事業

身体・精神に障がいを有する者に、障害者手帳・通院受給者証交付申請に必要な診断書代を助成することにより福祉の向上を図る。

申請者 279 人 582,764 円

2. 障害者授産施設通所事業

1 事業所 6 人利用 144,000 円

3. 特別障害者手当等支給事業

日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がい者に対し、手当を支給することにより障がい者の福祉の向上を図る。

特別障害者手当 22人 月額 27,350円

経過的福祉手当 1人 月額 14,880円

障害児福祉手当 20人 月額 14,880円

計 10,172,740円

4. ミニファックス使用事業

聴覚に障がいがあるため、日常の交信をファクシミリで行っている世帯に対し、使用料の一部を補助することにより社会参加の促進を図る。

2人 計 66,681円

5. 障害者福祉タクシー利用事業

障害者に対し、医療機関等への通院等に要する料金の一部を助成する。

50人 計 491,300円

6. 難病患者福祉手当支給事業

難病患者に対し、手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。

申請者 189人 1,890,000円

7. 精神障害者通院福祉医療費

医療費の自己負担のうち国保・社保に関わらず半額を負担する。

申請者(延べ) 467人 3,085,185円

8. 在宅障害児福祉手当

83人 2,859,500円

(効果)

障がい者及び障がい児の福祉の向上及び介護家族の負担軽減が図られた。

○障害者自立支援事務に要する経費(03010107) 4,067,396円(3,919,683円) 決算書P136

[総務部 総務課 所管 858,000円含む]

〈国・県：169,115円 一財：3,898,281円〉

*特定財源積算根拠

・県委：県事務処理特例交付金 169,115円

(目的)

障がい者福祉サービスを適正に提供するための基準となる障がいの程度区分を判定する審査会の円滑な運営を推進する。

(内容)

1. 障害支援区分認定等事務費

障がい者サービスの受給に必要な障害者審査会等に係る経費等を助成し、福祉の増進強化を図る。

・障害者審査会委員報酬 726,000円

・医師意見書作成手数料 283,800円

2. 支援費システム使用料 858,000円

(効果)

福祉サービスの利用促進と福祉の増進が図られた。

○障害者自立支援介護給付に要する経費(03010108) 616,534,542円(595,244,173円)

決算書P138

〈国・県：470,922,299円 一財：145,612,243円〉

*特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援給付費等負担金 308,034,031円

・国負：障害者自立支援給付費等負担金過年度精算金 8,756,436円

・国負：障害者自立支援等医療費負担金 1,404,000円

・県負：障害者自立支援給付費等負担金 152,022,113円

・県負：障害者自立支援等医療費負担金 705,719円

(目的)

障がい者が日常生活を営む上で介護が必要な場合に、介護サービスを利用することにより障がい者の自立を図ることを目的とする。

(内容)

1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、また創作活動や生産活動の機会も提供する。

利用者 149人 406,526,434円

2. 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等を行う。

入所者 93人 154,115,166円

3. 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

利用者 3人 13,007,838円

4. 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等（ホームヘルプ）を行う。

利用者 22人 28,170,402円

5. 同行援護

移動時等において必要な移動の援護を行う。

利用者 1人 196,133円

6. 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等（ショートステイ）を行う。

利用者 6人 4,207,341円

7. 計画相談支援

障害者が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 58人 10,197,479円

(効果)

障がい者が必要とするサービスを提供することにより、障がい者の自立が図られた。

○障害者自立支援訓練等給付に要する経費（03010109） 287,317,952円（266,057,344円）

決算書P138

〈国・県：208,443,457円 一財：78,874,495円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 136,613,969円
- ・県負：障害者自立支援給付費等負担金 71,829,488円

(目的)

障がい者又はその保護者、介護者が生活訓練や就労に向けた訓練等を受け、自立を図る。

(内容)

1. 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

入所者 55人 95,055,518円

2. 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上の

ために必要な訓練（機能訓練・生活訓練）を行う。

利用者 6人 9,249,402円

3. 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用者 9人 11,115,992円

4. 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練（A型：雇成型 B型：非雇成型）を行う。

利用者 A型24人 B型81人 171,608,001円

5. 就労定着支援

一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を目指す。

利用者 2人 289,039円

(効果)

訓練により自立が図られる。

○障害者自立支援等医療給付に要する経費（03010110） 60,977,303円（52,110,549円）

決算書P140

〈国・県：42,965,796円 一財：18,011,507円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援等医療費負担金 28,707,000円
- ・県負：障害者自立支援等医療費負担金 14,258,796円

(目的)

障がい者（児）が更生するための医療給付を行う。

(内容)

- 1. 障害者更生医療給付事業 56,747,708円
 - 人工透析 13人 そしゃく機能障害 1人
 - 腎臓機能障害 4人 免疫機能障害 2人
- 2. 育成医療給付事業 287,479円
 - そしゃく機能障害 1人 その他内部障害 2人

(効果)

更生医療、育成医療給付により、障がい者（児）がスムーズに生活できるようになる。

○障害者自立支援補装具給付に要する経費（03010111） 10,804,753円（6,813,572円）

決算書P140

〈国・県：6,636,188円 一財：4,168,565円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 3,935,000円
- ・県負：障害者自立支援給付費等負担金 2,701,188円

(目的)

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を給付し、障がい者の自立促進を図る。

(内容)

給付金額 10,804,753円

- ・障がい者補装具
 - 車椅子 2件 下肢装具 12件 義足 1件 手関節装具 1件

補聴器 11件 靴型装具 1件 歩行補助杖 1件 眼鏡 1件
 ・障がい児補装具
 下肢装具 5件 車椅子 3件 座位保持装置 5件 座位保持椅子 5件
 補聴器 1件 歩行器 4件 両靴型装具 2件 歩行補助杖 1件

(効果)

失われた機能を補うことにより障がい者が自立・更生できる。

○地域生活支援事業に要する経費 (03010112) 62,826,245 円 (55,926,138 円) 決算書 P140
 (国・県：20,388,911 円 一財：42,437,334 円)

* 特定財源積算根拠

- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 893,911 円
- ・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 11,292,000 円
- ・国補：障害者総合支援事業補助金 (新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分) 1,785,000 円
- ・県補：障害者総合支援事業補助金 (新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分) 892,000 円
- ・県補：障害者地域生活支援事業費等補助金 5,526,000 円

(目的)

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

(内容)

1. 相談支援事業

地域活動支援センター煌 (きらめき)

利用者 44人 333件 2,311,577 円

2. 地域活動支援センター事業

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図る。

煌 (きらめき) 利用者 24人 4,623,155円
 精神障害者共同作業所 (1日あたり) 8人 8,209,000円
 障害者ワークス 10人 23,168,280円
 身障デイサービス (猿島) 2人 1,385,500円

3. 障害者 (児) 日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者 (児) に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活上の便宜を図り、障がい者 (児) の福祉増進に資することを目的とする。

給付金額 9,239,924 円

障害者 (児) 日常生活用具

ストマ用装具 781件 オムツ 163件 頭部保護帽 4件 人工喉頭 19件
 特殊寝台 1件 電気式たん吸引器 2件 視覚障害者用体温計 3件
 入浴補助用具 1件 移動・移乗支援用具 1件 ネブライザー 1件
 視覚障害者用ポータブルレコーダー 1件 視覚障害者用拡大読書器 1件
 視覚障害者用時計 1件

4. 障害者訪問入浴サービス事業費

申請者 4人 3,489,840 円

5. 意思疎通支援 (コミュニケーション支援) 事業

茨城県聴覚障害者福祉センターやすらぎ

派遣回数 27回 293,960 円

6. 移動支援事業

利用者 6人 621,630円

7. 日中一時支援事業

しずかの創造苑外20施設

利用者 31人 1,414件 2,617,578円

(効果)

障がい者（児）の自立した日常生活や社会生活を営むことが可能になり、福祉の増進が図られる。

○障害児通所支援に要する経費（03010113） 205,971,018円（202,475,868円） 決算書P142

〈国・県：154,468,144円 一財：51,502,874円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：障害児入所給付費等負担金 99,743,000円
- ・国負：障害児入所給付費等負担金過年度精算金 3,467,972円
- ・県負：障害児入所給付費等負担金 51,158,172円
- ・県補：特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業費補助金 99,000円

(目的)

放課後等デイサービス等に障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する。

(内容)

1. 障害児相談支援

障がい児が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 40人 8,267,505円

2. 児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

利用者 63人 27,792,627円

3. 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

利用者 176人 169,504,335円

(効果)

生活能力の向上、社会との交流等が図られた。

○こども発達センター運営に要する経費（03010114） 7,297,258円（6,254,456円）

決算書P142

〈その他：4,949,667円 一財：2,347,591円〉

*特定財源積算根拠

- ・負担金：こども発達センター利用者負担金 51,117円
- ・諸収入：こども発達センター事業費負担金 4,898,550円

(目的)

就学前の発達に心配のある乳幼児に対し、発達段階に即した専門的な訓練を行うことにより適正な発達を促す。また、家庭や幼保園と連携を図りながら、将来的に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

(内容)

就学前の発達に心配のある乳幼児に対し、親子通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行い、保護者に対しては、適正な発育を促すための家庭での子どものかかわり方などの助言、支援を行う。

- ・契約者数 82人 ・延べ利用者数 907人(R2.3月～R3.2月)

契約者内訳：R3年3月末時点（年齢は年度年齢・卒園児含む）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
契約数	0人	0人	1人	11人	12人	22人	36人	82人

- ・未契約者相談件数 43件

・発達指導員報酬

発達に心配のある乳幼児に対し、適正な発達を促すための支援を行う。

会計年度任用職員 3名 4,926,834円

- ・リハビリテーション専門士報償金 1,195,000円

公認心理師：乳幼児の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。

対象者 58人 延べ利用者 136人 20回 340,000円

言語聴覚士：発語への意欲や関心、構音訓練など言葉のコミュニケーション支援を行う。

対象者 37人 延べ利用者 74人 21回 340,000円

歯科衛生士：食べる力を伸ばすとともに、咀嚼、嚥下、介助の仕方などの支援を行う。

対象者 17人 延べ利用者 19人 4回 80,000円

作業療法士：身体の動かし方や使い方、感覚の調整などを養う支援を行う。

対象者 15人 延べ利用者 17人 4回 80,000円

ポーター：保護者と乳幼児の関わりを通して、家庭での物事の理解や社会性を支援する。

指導員 対象者 39人 延べ利用者 78人 9回 180,000円

巡回相談事業(公認心理師)

市内幼保園に赴き、教諭、保育士からの相談を受け、乳幼児への発達段階での関わり方の指導助言を行う。 市内11施設 対象者 234人 165,000円

保育者向け勉強会(公認心理師)

保育者向けに発達障がい児との関わり方や対応の仕方などについて勉強会を開催する。

参加者 市内幼保園保育士・保育教諭等 19人 10,000円

(効果)

生活能力の向上、園や家庭での集団生活の安定に向けた取り組みが行われた。保護者に寄り添い、子育ての安心感を育てる一助になってきている。

○放課後等デイサービス事業に要する経費(03010115) 3,966,860円(4,277,914円)

決算書P144

〈その他：3,429,456円 一財：537,404円〉

*特定財源積算根拠

- ・負担金：放課後等デイサービス利用者負担金 231,581円
- ・諸収入：放課後等デイサービス事業費負担金 3,197,875円

(目的)

学童期(6歳～18歳)の発達に心配のある児童生徒及びその保護者に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行うことにより適正な発達を促す。また、家庭や学校と連携を図りながら、将来的に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

(内容)

学童期(6歳～18歳)の発達に心配のある児童生徒に対し、親子通所により日常生活におけ

る基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、就労に向けての適応訓練その他必要な支援を行い、保護者に対しては、適正な発育、社会性を促すための家庭での子どもとのかかわり方などの助言、支援を行う。

- ・契約者数 70人 ・延べ利用者数 788人(R2.3月～R3.2月)

契約者内訳：R3年3月末時点（年齢は年度年齢・卒所児含む）

年 齢	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	
契約数	4 人	8 人	11 人	14 人	9 人	7 人	
年 齢	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	計
契約数	7 人	5 人	2 人	2 人	1 人	0 人	70 人

- ・未契約者相談件数 69件

- ・学校連携

市内学校に赴き、または学校から教諭がこども発達センター「にじ」に来庁し、児童生徒とのかかわり方について相談助言を行う。 市内学校 11校 延べ相談回数 35回

- ・リハビリテーション専門士報償金

公認心理師：児童生徒の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。

対象者 15人 延べ利用者 20人 6回 60,000円

- ・発達指導員報酬

発達に心配のある児童生徒に対し、適正な発達を促すための支援を行う。

会計年度任用職員 1名 1,626,246円

- ・施設用備品購入費

91,641円

- ・委託料

338,272円

- ・使用料及び賃借料

469,448円

(効果)

生活能力の向上、学校や家庭での集団生活の安定に向けた取り組みが行われた。保護者に寄り添い、子育ての安心感を育てる一助になってきている。

○社会福祉団体補助に要する経費（03010116） 73,483,784円（59,913,686円） 決算書 P146

〈一財：73,483,784円〉

(目的)

市の福祉団体及び戦没者関係団体に対し活動援助を目的とする。

(内容)

市保護司会補助金 43,000円

市戦没者遺族会補助金 312,784円

市社会福祉協議会補助金 73,089,000円

市更生保護女性会補助金 39,000円

(効果)

誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会の増進が期待できる。

○生活困窮者自立支援事業に要する経費（03010117） 5,418,684円（1,818,546円）

決算書 P146

〈国・県：2,098,864円 一財：3,319,820円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 2,098,864円

(目的)

最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

(内容)

1. 生活困窮者自立相談支援事業

主任相談支援員が中心となり、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、困窮に至った問題の課題解決に向け、計画策定や相談を包括的・継続的に支援することで、経済的困窮状態からの脱却や自立の促進を図ることを目的とする。

・主任相談支援員報酬 2,244,708 円

相談者 44 人 (うち就労者 22 人)

2. 住居確保給付金

離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、就職に向けた活動を行うことなどの条件を満たした方に対して、一定期間、家賃相当額を支給する。

利用者 5 世帯 (延べ 12 月分) 504,000 円

○障害者支援に要する経費 (03010118) 24,839,525 円 (新規事業) 決算書 P146

(国・県: 24,839,525 円)

* 特定財源積算根拠

・国補: 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 16,853,886 円

・県補: 地域企業活力向上応援事業費補助金 7,985,639 円

(目的)

この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、市内に在住する者のうち、特に生活支援を必要とするものに対して坂東市地域応援商品券を支給することにより、もって経済的負担の軽減及び健やかな生活の維持、地域経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(内容)

身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付を受けている方に対し、地域応援商品券 (10,000 円分) を配付する (対象者 2,289 人)

坂東市地域応援商品券印刷業務委託 299,301 円

地域応援商品券事業通知書等作成処理委託 235,059 円

坂東市地域応援商品券による市民応援事業業務委託 23,560,253 円

○生活保護事務に要する経費 (03030101) 6,249,762 円 (4,985,359 円) 決算書 P182

(国・県: 907,250 円 一財: 5,342,512 円)

* 特定財源積算根拠

・国負: 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 74,250 円

・国補: 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 833,000 円

(目的)

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うにあたり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。

(内容)

・生活保護嘱託医報酬 240,000 円

・精神科医療要否意見書等審査委託料 168,000 円

・消耗品、印刷製本費 91,972 円

・郵送費、支払基金審査手数料 606,219 円

・生活保護システム保守委託料 1,306,800 円

・生活保護システム改修委託料 814,000 円

・診療報酬明細書点検委託料 658,633 円

・レセプト管理システム使用料 574,200 円

(効果)

生活保護嘱託医の意見聴取により、長期医療扶助患者等に対する適切な指導に努める事ができた。また、レセプト管理システムの導入により業務効率が向上し、レセプト点検実施により診療報酬の適正な支出ができた。

○生活保護扶助費に要する経費 (03030201) 750,931,834 円 (862,098,651 円) 決算書 P184

〈国・県：626,537,831 円 その他：4,577,005 円 一財：119,816,998 円〉

*** 特定財源積算根拠**

・国負：生活保護費負担金	619,166,250円
・国負：生活保護費負担金過年度精算金	3,248,537円
・県負：生活保護費負担金 (法73条関係)	4,123,044円
・諸収入：生活保護法第63条による返還金	4,196,005円
・諸収入：生活保護法第78条による返還金	381,000円

(目的)

要保護者に対し、一定の基準に従い必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を期待する。

(内容)

・現状 (令和3年3月31日現在)		
保護世帯数	361 世帯	
保護人数	460 人	
・扶助別内訳		
生活扶助費	242,519,375円	
住宅扶助費	98,128,091円	
教育扶助費	1,691,210円	
介護扶助費	28,864,689円	
生業扶助費	1,562,537円	
葬祭扶助費	3,403,809円	
医療扶助費	352,422,893円	
施設事務費	4,544,540円	
委託事務費	124,820円	
就労自立給付金	67,911円	

(効果)

被保護者の早期自立に向け、日常生活・社会生活や就労支援に努めることができた。

○災害救助に要する経費 (03040101) 51,780 円 (119,056 円) 決算書 P184

〈一財：51,780 円〉

(目的)

・市在住者の住宅が火災にあった場合、見舞金を支給し被災者の自立更生の援護を図る。

(内容)

・火災見舞金	3 件×10,000 円	30,000 円
・エアーマット	10 個×2,178 円	21,780 円

(効果)

被災者を慰め、自立を援助する。

携を図ることができた。

○子育て支援に要する経費（03020102） 90,153,296 円（12,545,309 円） 決算書 P158

[総務部 総務課 所管 660,000 円含む]

〈国・県：50,266,694 円 一財：39,886,602 円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 41,667,762 円
- ・国補：利用者支援事業費補助金 642,000 円
- ・県補：利用者支援事業費補助金 642,000 円
- ・県委：地域企業活力向上応援事業費補助金 7,314,932 円

(目的)

育児援助事業や、奨励金の支給及び子育ての相談窓口を設けることにより、子育て世代が余裕をもって子育てができるように支援する。

(内容)

- ・地域応援商品券事業費 23,081,527 円
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から子育て世帯の経済的な負担軽減を目的に、未就学児と市外の小中学校に通学する給食費が免除とならない子育て世帯を支援するため、地域応援商品券を贈る。(対象者 2,138 人)
 - 地域応援商品券印刷(2,296 冊) 288,136 円
 - 地域応援商品券郵送料(簡易書留) 615,501 円
 - 地域応援商品券事務電算委託(対象者抽出、送付分作成) 171,853 円
 - 地域応援商品券事務委託 22,006,037 円
- ・多子世帯給食費軽減事業費補助金 4,966,970 円
市内在住で、年少から中学校 3 年生までの子どもが 3 人以上いる世帯に対し、3 人目以降の 3 歳児から 5 歳児の給食費を補助する。(支給児童 150 人)
- ・子育て支援特別給付金 41,275,000 円
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するための臨時特例的な給付措置として、児童手当・特例給付を受給する世帯、高校生を監護する世帯及び児童扶養手当を受給する世帯に対して給付金を支給する。
 - 臨時こども手当 5,000 円×7,612 人=38,060,000 円
 - 臨時児童扶養手当 5,000 円× 643 人= 3,215,000 円
- ・さわやか子育て出産奨励金 17,800,000 円
住民基本台帳に 1 年以上登録され、2 児を養育しかつ 3 子以上を出産後、その児童を 1 年以上養育、監護しているものに支給する。(1 人につき 500,000 円)
 - 支給額 第 3 子以上 第 1 次支給 200,000 円×64 人=12,800,000 円
 - 第 2 次支給 100,000 円×50 人= 5,000,000 円
 - 出産後 1 年経過後に 20 万円、3 年経過後に 10 万円、5 年経過後に 20 万円を支給。
 - 支給申請者数 第 3 子 36 人
 - 第 4 子以上 12 人
- ・子育て支援員を窓口配置し、子ども及び子どもの保護者等に、教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報の提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等の支援業務を行う。

(効果)

子育て支援特別給付金等の支給事業により、子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成が図られた。

○民間保育所運営助成に要する経費（03020201） 1,124,348,786円（1,003,172,781円）

決算書 P160

〈国・県：754,765,505円 その他：18,810,120円 一財：350,773,161円〉

*特定財源積算根拠

・国負：施設型給付費負担金	385,368,228円
・国負：地域型保育給付費負担金	49,227,553円
・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	402,450円
・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	17,634,000円
・国補：一時預かり事業費補助金	3,606,000円
・国補：延長保育事業費補助金	1,765,000円
・国補：病児保育事業費補助金	1,410,000円
・国補：保育所等整備交付金	38,252,000円
・国補：保育対策総合支援事業費補助金	6,306,000円
・県負：施設型給付費負担金	168,948,200円
・県負：地域型保育給付費負担金	18,801,449円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	201,225円
・県補：施設型給付費補助金	11,235,350円
・県補：多子世帯保育料軽減事業費補助金	7,421,250円
・県補：民間保育所等乳児等保育事業費補助金	2,581,800円
・県補：延長保育事業費補助金	1,765,000円
・県補：病児保育事業費補助金	1,410,000円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	17,634,000円
・県補：一時預かり事業費補助金	3,697,000円
・県補：保育対策総合支援事業費補助金	11,599,000円
・県補：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	5,500,000円
・負担金：さしま保育園委託保護者負担金	5,593,610円
・負担金：若草明德保育園委託保護者負担金	12,282,460円
・負担金：管外民間保育所委託保護者負担金	356,000円
・負担金：保育所委託保護者負担金過年度分	578,050円

(目的)

共働き家庭が増加し、家庭外保育を必要とする児童を保育所等に入所させることにより、親が安心して働く環境を作ることができる。また、多様化する保育需要に応えるため、様々な事業を行う保育所等に補助金を交付することにより、子育てしやすい環境の整備や地域住民との交流により、児童の健全育成を図ることができる。

(内容)

1. 保育所等運営委託 延べ入所人数 10,936人（公立除く）
 - 委託料（保育園） 221,804,300円
 - 扶助費（認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業） 668,731,500円

運営経費の一部を負担することにより、児童の健全育成及び保育所等の円滑な運営を図る。
2. 地域子育て支援センター事業委託料 52,904,000円
 - ・認定こども園あかつき保育園
 - ・認定こども園サンキッズ
 - ・さしま保育園
 - ・認定こども園岩井保育園
 - ・認定こども園すずのき
 - ・若草明德保育園

育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成・支援等により、地域における子育て支援を民間保育園等に委託する。

3. 病後児保育事業委託料 4,500,000 円
 ・医療法人清風会 病後児保育施設「七星」
 病気やけがの回復期にあるため、保育所等での集団生活が困難な児童の保育を委託する。
4. 民間保育所障害児保育事業委託料 2,441,000 円
 ・認定こども園小山保育園 ・さしま保育園
 障害をもつ児童を保育する保育園に、重度障害児 1 人当たり月額 74,000 円、軽度障害児 1 人当たり 35,000 円で事業を委託する。
5. 民間保育所等乳児等保育事業費補助金 5,163,600 円
 ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園小山保育園
 ・認定こども園サンキッズ ・認定こども園すずのき ・さしま保育園
 ・若草明德保育園 ・夢遊児園 ・どんぐり保育園
 1 歳児担当（非常勤）保育士を雇用する民間保育所等に助成を行い、乳児等に対する保育の質の向上を図る。
6. 保育所等施設整備事業費補助金 57,378,000 円
 ・夢遊児園
 小規模保育事業所の建築工事費を補助し、施設を整備することにより、乳幼児に対し必要な保育を確保する。
7. 延長保育事業費補助金 5,297,000 円
 ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園小山保育園
 ・さしま保育園 ・若草明德保育園
8. 一時預かり事業費補助金 11,091,000 円
 ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園すずのき ・さしま保育園
 ・若草明德保育園
 保護者の勤務形態の都合や急病、私的理由、その他の都合に対応するため、一時的保育を行う保育園・幼稚園・認定こども園に対し、年間延べ利用児童数により、補助を行う。
9. 保育対策総合支援事業費補助金 13,712,000 円
 ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園小山保育園 ・認定こども園サンキッズ
 ・認定こども園すずのき ・さしま保育園 ・若草明德保育園
 短時間勤務の保育士資格を有しない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者を雇い上げ、保育士の業務負担を軽減し、その離職防止を図る。
10. 多子世帯保育料軽減事業費補助金 15,032,590 円
 ・90 世帯
 子どもを 2 人以上持つ世帯の 3 歳未満の児童が保育所等に入所した場合、保育料の補助を行う。
11. 預かり保育施設等利用給付費 444,900 円
 預かり保育料を助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。
12. 認可外保育事業所施設等利用給付費 360,000 円
 認可外保育の利用料を助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。
13. 保育所等業務効率化推進事業費補助金 1,203,000 円
 ICT 化を推進し子どもを安心して育てることができる環境整備に係る費用の補助を行う。
14. 保育対策総合支援事業費補助金 5,505,500 円
 新型コロナウイルス感染症対策として感染防止用の保健衛生用品や備品の購入の補助を行う。
15. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 5,500,000 円
 新型コロナウイルス感染症対策として感染防止用の保健衛生用品や備品の購入の補助を行う。

R3. 3. 1 現在 保育所等入所人数 1,506 人（公立 424 人 民間 1,082 人）

(効果)

各民間保育園等が実施する事業に対し、委託・補助を行うことにより、多様化する保育需要に応じたサービスを提供することができ、子育てしやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立支援を図ることができた。

○児童手当支給に要する経費 (03020202) 792,026,466円 (814,875,439円) 決算書 P164

(国・県：665,413,665円 一財：126,612,801円)

*特定財源積算根拠

児童手当

・国負：0歳～3歳未満（被用者）	114,982,296円×37/45≒	94,540,999円
・国負：0歳～3歳未満（非被用者）	33,645,000円×4/6 =	22,430,000円
・国負：3歳以上～小学校修了前（被用者）		
第1子・第2子	274,860,000円×4/6 =	183,240,000円
第3子	70,620,000円×4/6 =	47,080,000円
・国負：3歳以上～小学校修了前（非被用者）		
第1子・第2子	88,720,000円×4/6 ≒	59,146,667円
第3子	30,735,000円×4/6 =	20,490,000円
・国負：中学生（被用者）	116,180,000円×4/6 ≒	77,453,333円
・国負：中学生（非被用者）	46,220,000円×4/6 ≒	30,813,333円
・国負：特例給付	11,160,000円×4/6 =	7,440,000円
・県負：0歳～3歳未満（被用者）	121,005,000円×4/45 =	10,756,000円
・県負：0歳～3歳未満（非被用者）	33,645,000円×1/6 =	5,607,500円
・県負：3歳以上～小学校修了前（被用者）		
第1子・第2子	274,860,000円×1/6 =	45,810,000円
第3子	70,620,000円×1/6 =	11,770,000円
・県負：3歳以上～小学校修了前（非被用者）		
第1子・第2子	88,720,000円×1/6 ≒	14,786,667円
第3子	30,735,000円×1/6 =	5,122,500円
・県負：中学生（被用者）	116,180,000円×1/6 ≒	19,363,333円
・県負：中学生（非被用者）	46,220,000円×1/6 ≒	7,703,333円
・県負：特例給付	11,160,000円×1/6 =	1,860,000円

(目的)

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的に支給。

(内容)

1. 支給対象

0歳から中学校修了前まで

2. 支給額

3歳未満	月額	15,000円
3歳以上小学校修了前	月額	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	月額	10,000円
特例給付	一律	5,000円

3. 支給時期

・6月、10月、2月に前月分までを支給

4. 支給状況

(単位：人、円)

被用者・非被用者別	支給延べ児童数	支給額
被用者	8,067	121,005,000
非被用者	2,243	33,645,000
被用者小学校修了前 第1子・第2子	27,486	274,860,000
被用者小学校修了前 第3子	4,708	70,620,000
非被用者小学校修了前 第1子・第2子	8,798	87,980,000
非被用者小学校修了前 第3子	2,049	30,735,000
被用者中学校修了前	11,618	116,180,000
非被用者中学校修了前	4,528	45,280,000
特例給付	2,232	11,160,000
計	71,729	791,465,000

R3. 3. 31 現在 受給者数 3,566 人

(効果)

手当を支給することにより、児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全育成に寄与することができた。

○児童扶養手当支給に要する経費 (03020203) 222,787,390 円 (288,629,720 円) 決算書 P164
(国・県：73,468,873 円 一財：149,318,517 円)

* 特定財源積算根拠

・ 国負：児童扶養手当負担金

73,468,873 円

(目的)

父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない児童の父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全な育成の向上を図る。

(内容)

1. 児童扶養手当

・ 支給対象

父又は母と生計を共にしない 18 歳未満の児童の父母、又は養育している人で、所得制限限度内の人

全部支給

- ・ 対象児童 1 人 月額 43,160 円
- ・ 対象児童 2 人 月額 53,350 円
- ・ 対象児童 3 人 月額 59,460 円
- ・ 4 人目以降は、月額 6,110 円ずつ加算

一部支給

- ・ 1 人目は所得に応じて月額 43,150 円から 10,180 円
- ・ 2 人目は所得に応じて加算額が月額 10,180 円から 5,100 円
- ・ 3 人目は所得に応じて加算額が月額 6,100 円から 3,060 円

R3. 3. 31 現在受給者数 436 人 支給額計 222,501,490 円

・ 支給時期

5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月に前月分までを支給

(効果)

市広報紙やホームページで児童扶養手当の内容を周知するとともに、児童を養育している一人親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全育成に寄与することができた。

○子育て世帯への臨時特別給付金支給に要する経費（03020204） 67,794,289円（新規事業）
決算書 P166

[総務部 総務課 所管 1,459,231円含む]

〈国・県：67,794,000円 一財：289円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 国補：子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 64,110,000円
- ・ 国補：子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 3,684,000円

(目的)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。(※特例給付を除く)

(内容)

子育て世帯への臨時特別給付金 児童1人当たり 10,000円
対象児童 6,411人×10,000円=64,110,000円

(効果)

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける子育て世帯の生活安定と児童の健全育成に寄与することができた。

○ひとり親世帯臨時特別給付金支給に要する経費（03020205） 79,903,439円（新規事業）
決算書 P166

[総務部 総務課 所管 331,369円含む]

〈国・県：79,903,000円 一財：439円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 国補：ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 78,780,000円
- ・ 国補：ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 1,123,000円

(目的)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童扶養手当を受給する世帯、収入が児童扶養手当受給世帯と同水準となったひとり親世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。また、収入減少した児童扶養手当受給世帯に対し、追加して給付金を支給する。

(内容)

1. 基本給付

・ 支給額

一世帯当たり 5万円、第二子以降 1人につき 3万円

・ 支給対象

① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者

第一子分	435人×50,000円	=	21,750,000円
第二子以降分	216人×30,000円	=	6,480,000円
	計		28,230,000円

<再支給分>

第一子分	435人×50,000円	=	21,750,000円
第二子以降分	216人×30,000円	=	6,480,000円
	計		28,230,000円
	小計		56,460,000円

② 公的年金等受給により令和2年6月分の児童扶養手当が全部停止となる対象者

第一子分	15人×50,000円	=	750,000円
第二子以降分	7人×30,000円	=	210,000円

	計	960,000 円	
＜再支給分＞			
第一子分	15 人×50,000 円	=	750,000 円
第二子以降分	7 人×30,000 円	=	210,000 円
	計		960,000 円
	小計		1,920,000 円
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計急変のあったひとり親世帯			
第一子分	59 人×50,000 円	=	2,950,000 円
第二子以降分	25 人×30,000 円	=	750,000 円
	計		3,700,000 円
＜再支給分＞			
第一子分	59 人×50,000 円	=	2,950,000 円
第二子以降分	25 人×30,000 円	=	750,000 円
	計		3,700,000 円
	小計		7,400,000 円
		合計	65,780,000 円

2. 追加給付

・支給額

一世帯当たり 5 万円

- ・支給対象…基本給付①、②の受給者で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し収入が減少した人

① 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当受給者

248 世帯×50,000 円 = 12,400,000 円

② 公的年金等受給により令和 2 年 6 月分の児童扶養手当が全部停止となる対象者

12 世帯×50,000 円 = 600,000 円

合計 13,000,000 円

支給総額 78,780,000 円

(効果)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けるひとり親家庭等の生活の安定を支援し、児童の健全育成に寄与することができた。

○児童遊園地管理に要する経費 (03020301) 590,700 円 (1,227,000 円) 決算書 P168

〈一財：590,700 円〉

(目的)

各地区児童遊園地を安全・安心に使用できるように、遊具の点検を行うことにより、児童が安心して使用でき、健全育成が図られる。

(内容)

・遊具点検業務委託 児童遊園地 23 か所 577,500 円

(効果)

児童遊園地の敷地内の整備や不適格遊具の撤去・新設を行うことができ、児童が楽しく安全に遊ぶことができる環境を整備した。

○児童センター運営に要する経費 (03020401) 7,633,019 円 (8,040,113 円) 決算書 P168

〈一財：7,633,019 円〉

(目的)

幼児や児童あるいは親子が安全でよりよい環境の中で過ごすために、適切な遊びの場を提供

できるよう、児童センターの適切な維持管理を図る。

(内容)

- ・児童センターの管理業務委託
- ・施設の管理と遊び場の提供

(効果)

安心して利用できる施設として、市内はもとより近隣市町からも保育園児や幼稚園児がバスを利用しながら遠足として児童センターを活用し、楽しく遊べる場を提供することができた。

○放課後児童対策に要する経費 (03020501) 207,160,391円 (322,547,361円) 決算書 P170

[総務部 総務課 所管 514,800円含む]

〈国・県：116,044,000円 その他：41,697,650円 一財：49,418,741円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：放課後児童健全育成事業費補助金 29,991,000円
- ・国補：子ども・子育て支援整備交付金 37,536,000円
- ・県補：放課後児童健全育成事業費補助金 30,172,000円
- ・県補：子ども・子育て支援整備交付金 8,345,000円
- ・県補：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 10,000,000円
- ・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金 41,612,150円
- ・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金過年度分 85,500円

(目的)

労働等により昼間保護者が不在の小学校1年生から概ね6年生の児童に、放課後児童クラブを開設し、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、児童の放課後における安全の確保及び健全育成を図る。

(内容)

各小学校単位に放課後児童クラブを開設し、小学校1年生から概ね6年生の児童を保育する。

- ・市直営 7ヶ所 支援員 36名
- ・民間委託 5ヶ所 支援員 20名

児童クラブ入所人数 (令和3年3月31日現在)

(単位：人)

ク ラ ブ 名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
あひるクラブ1・2・3 (岩井第一小)	25	27	19	2	3	0	76
ニコニコクラブ1・2・3・4 (岩井第二小)	38	35	26	7	2	0	108
元気クラブ (弓馬田小)	7	4	8	2	3	1	25
ちびっ子クラブ (神大実小)	13	16	8	1	1	0	39
ひまわりクラブ (七郷小)	17	12	5	0	0	0	34
なかよしクラブ (七重小)	12	15	7	0	0	0	34
なつめっ子クラブ (飯島小)	9	9	5	4	1	0	28
放課後児童クラブ「青空」 (長須小)	19	14	15	4	1	1	54
放課後児童クラブ「ひまわり」 1・2 (中川小)	17	25	16	17	0	0	75
さしま保育園児童クラブ1・2 (生子菅小)	19	21	18	16	3	4	81
若草児童クラブ1・2 (逆井山小)	23	23	24	11	5	0	86

明德児童クラブ1・2・3 (沓掛小・内野山小)	37	17	26	18	4	0	102
計	236	218	177	82	23	6	742

・放課後児童クラブ整備工事

放課後児童クラブ利用者が年々増加傾向にあり、学校の空き教室もないことから旧中川幼稚園跡地に放課後児童クラブ中川館を建設する。

	解体工事	建設工事	計
放課後児童クラブ中川館	11,099,000円	51,150,000円	62,249,000円

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 5,500,000円

新型コロナウイルス感染症対策として感染防止用の保健衛生用品や備品の購入の補助を行う。

(効果)

保護者が安心して働けるよう、留守家庭児童の放課後における安全の確保及び健全育成が図られた。また、施設整備を実施した地域の待機児童を解消することができた。

(課題)

少子化ながら共働き家庭や母子父子家庭の増加により、入所希望者が増加している。また、放課後児童支援員の確保、研修等の充実を図る必要がある。

○認定こども園ふたば運営に要する経費 (03020602) 81,852,306円 (77,542,057円)

決算書 P174

(国・県：3,308,325円 その他：20,442,660円 一財：58,101,321円)

*特定財源積算根拠

・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	397,550円
・国補：一時預かり事業費補助金	864,000円
・国補：保育対策総合支援事業費補助金	484,000円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	198,775円
・県補：一時預かり事業費補助金	864,000円
・県補：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	500,000円
・使用料：認定こども園ふたば保育料	12,626,630円
・負担金：延長保育保護者負担金	154,800円
・負担金：預かり保育保護者負担金	145,700円
・負担金：通園バス保護者負担金	318,000円
・諸収入：管外保育受託収入	1,408,520円
・諸収入：認定こども園給食費等保護者納付金	5,789,010円

(目的)

小学校就学前の乳幼児に対し、保育指針、幼稚園教育要領に基づく一貫した保育及び教育を実施し、併せて延長保育、預かり保育、障がい児保育などの子育て支援を図る。

(内容)

幼保連携型認定こども園として0歳児から就学前の児童に対して一貫した教育保育の提供を行い、園児が安全で健康に過ごせる環境づくりに努めるとともに、保育教諭の意識改革に努めながら、園児個々の発達に合わせた教育保育を実施した。

(R3.3.1 入園人数 199人)

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、園行事を工夫して実施した。幼稚園・保育所の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園として、保護者の就労形態にかかわらず幼児に一貫した教育保育を行うことができた。

○一時預かり事業（ふたば）に要する経費（03020603） 17,869円（150,219円） 決算書 P178

〈国・県：10,000円 その他：4,000円 一財：3,869円〉

*特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	5,000円
・県補：一時預かり事業費補助金	5,000円
・負担金：一時預かり保護者負担金	4,000円

(目的)

常日頃、保育所を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かり需要に応じた保育サービスを提供する。

(内容)

利用人数 2人（0歳児0人、1歳児1人、2歳児1人）

(効果)

一時預かり保育を開設することで、準備を進めていたが令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として一時預かり保育を自粛した。

○地域子育て支援センター（ふたば）に要する経費（03020604） 232,441円（521,055円）
決算書 P178

〈国・県：154,000円 一財：78,441円〉

*特定財源積算根拠

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	77,000円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	77,000円

(目的)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施し、月ごと季節ごとに事業を計画して、園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場として支援する。

(内容)

利用人数 延べ794人（延べ347組）

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談や遊具等の消毒作業を行い、人数を限定して受け入れを行うことができた。

○認定こども園ひまわり運営に要する経費（03020605） 82,103,536円（78,587,590円）
決算書 P178

〈国・県：3,104,812円 その他：17,570,450円 一財：61,428,274円〉

*特定財源積算根拠

・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	265,875円
・国補：一時預かり事業費補助金	861,000円
・国補：保育対策総合支援事業費補助金	484,000円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	132,937円
・県補：一時預かり事業費補助金	861,000円
・県補：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	500,000円
・使用料：認定こども園ひまわり保育料	11,110,160円
・負担金：延長保育保護者負担金	144,900円
・負担金：預かり保育保護者負担金	118,550円
・負担金：通園バス保護者負担金	276,000円
・諸収入：管外保育受託収入	272,840円

・諸収入：認定こども園給食費等保護者納付金 5,648,000円

(目的)

小学校就学前の乳幼児に対し、保育指針、幼稚園教育要領に基づく一貫した保育及び教育を実施し、併せて延長保育、預かり保育、障がい児保育などの子育て支援を図る。

(内容)

幼保連携型認定こども園として0歳児から就学前の児童に対して一貫した教育保育の提供を行い、新型コロナウイルス感染症対策をし園児が安全で健康に過ごせる環境づくりに努めるとともに、園児個々の発達に合わせた教育保育を実施した。

(R3.3.1 入園人数 192人)

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、園行事を工夫して実施した。幼稚園・保育所の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園として、保護者の就労形態にかかわらず幼児に一貫した教育保育を行うことができた。

○一時預かり事業（ひまわり）に要する経費（03020606） 24,550円（169,167円） 決算書 P182

〈国・県：16,000円 一財：8,550円〉

*特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	8,000円
・県補：一時預かり事業費補助金	8,000円

(目的)

常日頃、保育所を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かり需要に応じた保育サービスを提供する。

(内容)

利用人数 0人

(効果)

一時預かり保育を開設することで、準備を進めていたが令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として一時預かり保育を自粛した。

○地域子育て支援センター（ひまわり）に要する経費（03020607） 284,380円（548,840円）
決算書 P182

〈国・県：188,000円 一財：96,380円〉

*特定財源積算根拠

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	94,000円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	94,000円

(目的)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施し、月ごと季節ごとに事業を計画して、園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場として支援する。

(内容)

利用人数 延べ428人（延べ203組）

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談や遊具等の消毒作業を行い、人数を限定して受け入れを行うことができた。

○通園通学バス運行业務に要する経費（10010204） 23,103,892円（24,797,051円）

決算書 P280

[教育委員会 学校教育課 所管 11,443,892円含む]

〈その他：1,408,000円 一財：21,695,892円〉

*特定財源積算根拠

- ・負担金：通園バス保護者負担金 179,000円
- ・負担金：通学バス保護者負担金 1,217,000円
- ・負担金：通学バス保護者負担金過年度分 12,000円

(目的)

幼稚園の統廃合により遠距離通園となった園児の通園を支援する。

(内容)

- ・通園バス運行业務委託料 11,660,000円
- 期間：令和元年から令和3年まで

(効果)

通園バスを運行することにより、保護者の負担軽減を図れた。

○幼稚園管理運営に要する経費（10040102） 82,762,152円（10,630,051円） 決算書 P304

[教育委員会 学校教育課 所管 134,405円含む]

〈国・県：51,947,337円 その他：645,580円 一財：30,169,235円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：施設型給付費負担金 26,793,571円
- ・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 188,200円
- ・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 308,400円
- ・県負：施設型給付費負担金 13,396,785円
- ・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 94,100円
- ・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 154,200円
- ・県補：施設型給付費補助金 9,512,081円
- ・県補：教育支援体制整備事業費交付金 1,500,000円
- ・負担金：預かり保育保護者負担金 12,400円
- ・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金 6,930円
- ・諸収入：幼稚園給食費保護者納付金 626,250円

(目的)

家庭との連携を図りながら幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法に規定する幼稚園教育の目標を達成するための教育活動の支援に努める。

(内容)

- ・幼稚園 定員 75名
- ・教育内容の充実
- ・預かり保育事業
- ・支援を必要とする幼児の教育

幼稚園運営 延べ入所人数 1,730人（公立除く）

扶助費（幼稚園） 73,228,108円

運営経費の一部を負担することにより、児童の健全育成及び幼稚園の円滑な運営を図る。

教育支援体制整備事業費補助金 500,000円

新型コロナウイルス感染症対策として感染防止用の保健衛生品や備品の購入補助を行う。

(R3.3.1 幼稚園入園人数 202人（公立 33人 私立 169人）

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、教育活動を実施することができた。

[保健福祉部 介護福祉課 所管]

○高齢福祉事務に要する経費 (03010301) 142,790,322 円 (49,912,860 円) 決算書 P148

[企画部 企画課 所管 14,341,000 円含む]

〈国・県：69,149,000 円 その他：196,979 円 一財：73,444,343 円〉

* 特定財源積算根拠

・ 県補：地域包括ケアシステム構築支援事業費補助金	975,000 円
・ 県補：老人クラブ活動等事業費補助金	1,054,000 円
(内訳) 老人クラブ事業費	848,000 円
市町村老人クラブ連合会活動促進助成	206,000 円
・ 県補：地域医療介護総合確保基金事業補助金	67,120,000 円
・ 諸収入：身寄りのない高齢者遺留金	196,979 円

(目的)

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、各種事業を実施し、福祉サービスを提供する。

高齢者の豊富な経験・知識能力等を地域社会に役立ててもらうことにより、明るく健康的な地域社会づくりを推進する。

(内容)

・ 高齢者と子どものふれあい事業 1クラブ	30,000円
・ 地域ケアシステム推進事業委託料	4,690,531円
・ 高齢者歩行補助車購入助成事業 (補助対象者数31人)	183,304円
・ 市シニアクラブ連合会補助金	824,187円
・ 市単位シニアクラブ活動補助金(77クラブ)	2,996,100円
・ 高年齢者労働能力活用事業費補助金(シルバー人材センター)	10,000,000円
・ 地域医療介護総合確保基金事業補助金	67,120,000円
・ 社会福祉施設整備費補助金	30,000,000円
・ ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業 (対象者359人)	4,592,172円
・ ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業	4,080,000円
介護慰労金 (20,000円) 204人	
・ ひとり暮らし高齢者等福祉タクシー利用事業	2,850,600円
交付者361人 利用実績 28,506枚	

(効果)

地域社会の中で、高齢者が元気で生きがいをもって安定した生活が送れるように、各種福祉サービスを実施することにより高齢福祉の充実を図ることができた。

○老人ホーム入所措置に要する経費 (03010302) 13,222,864 円 (14,897,777 円) 決算書 P150

〈その他：1,416,301 円 一財：11,806,563 円〉

* 特定財源積算根拠

・ 負担金：老人ホーム入所措置費扶養者負担金	1,414,116 円
・ 負担金：老人ホーム入所措置費扶養者負担金過年度分	2,185 円

(目的)

生活環境や経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を施設に入所措置を行うことにより、その心身の健康と生活の安定を図る。

(内容)

- ・老人ホーム入所判定委員報酬 10,000 円
- ・養護老人ホーム措置費（老人ホーム入所者 8 人、ショートステイ 2 人） 13,212,864 円

(効果)

経済的、環境的に困難な高齢者を養護老人ホームに措置することにより、当該高齢者の生活の安定と、高齢者福祉の向上が図れた。

○敬老事業に要する経費（03010303） 22,393,519 円（23,829,752 円） 決算書 P150

〈一財：22,393,519 円〉

(目的)

長年にわたり地域・社会の発展に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をたたえる記念品や祝金を支給することにより、長寿を祝福するとともに、市民に高齢者の福祉について関心と理解を深めることができる。

(内容)

- ・長寿祝報償金（100 歳到達者 18 名・101 歳以上長寿者 14 名） 491,386 円
- ・記念品 6,762,133 円
 - （内訳）敬老報償費（記念品等） 6,560,290 円
 - 旅費（記念品配布） 73,600 円
 - 需用費（消耗品費、印刷製本費） 97,003 円
 - その他（筆耕翻訳料） 31,240 円
- ・敬老祝金 15,140,000 円

対象者	金額（円）	人数（人）	計（円）
77 歳	10,000	631	6,310,000
88 歳	30,000	256	7,680,000
99 歳	50,000	23	1,150,000
合計		910	15,140,000

(効果)

市民の敬老意識を高めることができた。

○介護予防生活支援に要する経費（03010304） 588,000 円（691,084 円） 決算書 P152

〈一財：588,000 円〉

(目的)

長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活ができるよう、ひとり暮らしの高齢者やねたきりの高齢者等に対して、各種サービスを提供することにより、高齢者の不安を軽減し、心身の安定を図ることができる。また、要介護者をかかえる家族の経済的な負担や精神的負担も軽減することができる。

(内容)

- ・ねたきり高齢者等理髪サービス助成事業（交付者 168 人 利用実績 294 枚） 588,000 円

(効果)

ねたきり高齢者や認知症高齢者及び介護家族に対する各種サービスにより、当該家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。

○介護保険事業に要する経費（03010305） 653,533,587 円（613,648,523 円） 決算書 P152

〈国・県：32,342,025 円 一財：621,191,562 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 21,561,350 円

・県負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 10,780,675 円

(目的)

低所得者が介護保険のサービスを利用しやすいよう自己負担額の一部を助成する。また、介護保険事業を実施するために必要な経費を特別会計に繰出す。

(内容)

・介護サービス利用者負担助成事業費（該当者延 2,917 人） 4,729,587 円
・介護保険特別会計繰出金 647,240,000 円
・介護事業特別会計繰出金 1,564,000 円

(効果)

低所得者の負担軽減が図られた。また、安定して介護保険事業を実施できた。

○緊急通報システム設置に要する経費（03010306） 2,735,910 円（2,551,121 円） 決算書 P152
〈一財：2,735,910 円〉

(目的)

ひとり暮らし等の高齢者が急病・事故など緊急時に消防署へ瞬時に通報できるシステムを設置することにより、安心して在宅で生活することができる。

(内容)

・緊急通報システム管理委託料（33台） 399,300円
・緊急通報事業費負担金（茨城西南地方広域市町村圏事務組合負担金） 254,000円
・緊急通報システム設置費（24台）（修理費含む） 2,082,610円

(効果)

ひとり暮らし高齢者が安心して日常生活を送ることができた。

○高齢者支援に要する経費（03010308） 80,531,360 円（新規事業） 決算書 P152
〈国・県：80,531,360 円〉

*特定財源積算根拠

・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 57,468,229 円
・県補：地域企業活力向上応援事業費補助金 23,063,131 円

(目的)

地域応援商品券を配布することにより、中止となった敬老会の代わりとして、高齢者に対する慰労の意を表すとともに、家にこもりがちな高齢者の外出を促し、地域での消費活動の促進を図る。（対象者 7,459 人）

(内容)

・地域応援商品券印刷（7,500冊） 830,604円
・地域応援商品券郵送料（簡易書留） 2,371,152円
・地域応援商品券事務電算委託（対象者抽出、送付文作成） 555,500円
・地域応援商品券事業委託 76,774,104円

(効果)

高齢者に対する慰労の意を表すとともに、高齢者の外出を促し、地域での消費活動を促進することができた。

○岩井福祉センター運営に要する経費（03010601） 27,164,935 円（30,840,366 円）
決算書 P156

〈その他：120,000 円 一財：27,044,935 円〉

*特定財源積算根拠

・使用料：行政財産使用料 120,000 円

(目的)

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、情報提供等の福祉サービス等を総合的に提供し、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

(内容)

岩井福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

- ・委託料：施設運営管理委託料 27,164,935 円

(効果)

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることができた。

○猿島福祉センター運営に要する経費 (03010602) 34,175,890 円 (40,591,554 円)

決算書 P156

〈一財：34,175,890 円〉

(目的)

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、情報提供等の福祉サービス等を総合的に提供し、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

(内容)

猿島福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

- ・委託料：施設運営管理委託料 34,175,890 円

(効果)

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることができた。

[保健福祉部 健康づくり推進課 所管]

○精神保健事業に要する経費 (04010103) 396,236 円 (457,399 円) 決算書 P188

〈一財：396,236 円〉

(目的)

心の健康について正しい知識を持ち、精神的な疾病の予防と精神障がい者の地域生活支援や社会参加を促進する。

(内容)

こころの健康相談 8回、延べ13人
随時相談 電話相談・面接・訪問等延べ93件

(効果)

心の健康についての理解が深まり予防・治療へとつながった。また精神障がい者の社会復帰への支援ができた。

○献血推進に要する経費 (04010104) 145,959 円 (106,880 円) 決算書 P188

〈一財：145,959 円〉

(目的)

安全な血液製剤の安定供給を確保するため、市民への理解を深め血液不足の解消を図る。

(内容)

献血協力企業や市役所において移動採血車による献血を 23 日実施した。
200ml 17 人、400ml 1,029 人(申込者 1,173 人)の市民の協力を得ることができた。

(効果)

多くの市民の協力を得て、慢性的な血液不足解消に寄与することができた。

○休日医療対策に要する経費 (04010105) 23,212,000円 (23,513,000円) 決算書 P188

〈一財：23,212,000円〉

(目的)

第一次救急医療体制の在宅当番医制による救急患者の診療体制と第二次救急医療体制として、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。

(内容)

- ・在宅当番医制運営事業：祝祭日、年末年始等における市民の急病患者的の医療を確保するため市内13医療機関の協力を得て実施した。(受診者数406人)
- ・病院群輪番制運営事業：坂東市、古河市、下妻市、常総市、八千代町、五霞町、境町の4市3町が共同で西南広域内7病院の協力により第二次救急医療業務を実施した。
- ・小児医療輪番制運営事業：坂東市、古河市、下妻市、常総市、八千代町、五霞町、境町の4市3町が共同で茨城西南医療センター病院・友愛記念病院・古河赤十字病院・古河総合病院の協力により実施した。(受診者数150人)

(効果)

救急患者及び重症救急患者の必要とする医療機関の安定化を図り、休日又は夜間における第二次救急医療体制を整えることにより安全・安心な市民生活を確保することができた。

○妊婦支援に要する経費 (04010106) 1,670,410円 (新規事業) 決算書 P188

〈国・県：1,670,410円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,097,937円
- ・県補：地域企業活力向上応援事業費補助金 572,473円

(目的)

新型コロナウイルス感染症に特に注意を払うことが必要な妊婦の方と、生まれ来る命「坂東の宝」を支援するため、地域応援商品券を贈り、子育て世帯の負担軽減、市内経済の活性化を図る。(対象者153人)

(内容)

地域応援商品券印刷(180冊)	41,166円
封筒代	2,904円
地域応援商品券郵送料(簡易書留)	51,540円
地域応援商品券事業委託	1,574,800円

(効果)

子育て世帯の負担軽減や、市内経済の活性化を図ることができた。

○予防接種に要する経費 (04010201) 117,266,674円 (99,599,815円) 決算書 P190

〈国・県：1,591,000円 一財：115,675,674円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：特定感染症検査等事業費補助金 1,591,000円

(目的)

感染の恐れがある疾病の発生やまん延を防止するため、各医療機関の協力を得て予防接種を行い、公衆衛生の向上を図る。

(内容)

【A類疾病】	ロタウイルス (R2.10～)	接種件数	238件
	ヒブ	接種件数	1,143件

	小児用肺炎球菌	接種件数	1,116 件
	四種混合	接種件数	1,146 件
	二種混合	接種件数	355 件
	B C G	接種件数	272 件
	麻しん風しん混合	接種件数	631 件
	日本脳炎	接種件数	1,637 件
	子宮頸がん	接種件数	60 件
	水痘	接種件数	546 件
	B型肝炎	接種件数	801 件
【B類疾病】	高齢者インフルエンザ	接種件数	9,322 件
	高齢者肺炎球菌	接種件数	454 件
【成人男性】	抗体検査	受検件数	610 件
	麻しん風しん混合	接種件数	117 件
【任意接種】	小児インフルエンザ	接種件数	3,514 件
	おたふくかぜ	接種件数	210 件
	成人麻しん風しん混合	接種件数	12 件
	骨髄移植等の医療行為に係る接種	接種件数	2 件

(効果)

個別接種通知を行い、接種率向上に努めたことにより、感染症発生予防につながった。

高齢者を対象にインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の助成を行ったことにより、インフルエンザのまん延、または肺炎による重症化を防ぐことができた。

○健康増進事業に要する経費 (04010202) 44,929,509 円 (71,868,989 円) 決算書 P192

(国・県：2,373,212 円 その他：17,500 円 一財：42,538,797 円)

* 特定財源積算根拠

- ・国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 973,000 円
- ・県補：健康増進事業費補助金 1,366,000 円
- ・県委：肝炎治療費助成事業委託金 34,212 円
- ・諸収入：各種検診個人負担金 35 人×500 円=17,500 円

(目的)

成人を対象に各種健診（検診）、健康教育、健康相談、訪問指導を通し、市民の健康意識を高め、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(内容)

- ・胃がん検診 13 日 1,034 人
- ・大腸がん検診・結核検診・前立腺がん検診・肝炎検査・肺がん検診・喀痰検査・特定健診に準ずる健診 35 日 大腸 3,491 人、結核 4,084 人、肺がん 3,831 人、喀痰 57 人、前立腺 1,386 人、肝炎 101 人、特定健診に準ずる健診 265 人
- ・歯周疾患検診 新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止
- ・乳がん検診 集団検診
 - マンモグラフィ 12 日 455 人
 - 超音波 13 日 478 人
 - 医療機関検診 761 人
- ・子宮がん検診 集団検診 16 日 962 人
 - 医療機関検診 頸がん 632 人
 - 頸部+体がん 9 人

- ・骨粗鬆症検診 2日 339人
- ・健康相談（健診結果、病態別） 58回 640人
- ・健康教育（健康づくりの講話） 2回 339人
- ・特定保健指導面接 224人
- ・特定保健指導継続支援
 - 運動教室 新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止
 - 運動指導士による講話と実践 新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止
 - 栄養教室 3日 栄養士による講話 31人
- ・がん検診推進事業
 - 特定の年齢に達した方に対して、無料クーポン券を送付し受診の促進を図った。
 - 子宮頸がん検診 14人（再掲）
 - 乳がん検診 55人（再掲）
- ・茨城県肝炎治療費助成事業の申請受付 14人

（効果）

新型コロナウイルス感染拡大防止による健診の人数制限や事業中止のため、受診者は減少したが、各健診（検診）を実施することで、疾病の早期発見、早期治療につながった。また、健康教育、健康相談、訪問指導を実施することで、市民の健康管理、健康づくりへの意識が高まり、生活習慣病予防へつながった。

○母子保健事業に要する経費（04010203） 39,001,822円（41,666,330円） 決算書 P194

〈国・県：3,017,678円 その他：27,090円 一財：35,957,054円〉

***特定財源積算根拠**

- ・国負：未熟児養育医療費負担金 40,452円
- ・国補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金 412,000円
- ・国補：養育支援訪問事業費補助金 47,000円
- ・国補：産婦健康診査事業補助金 1,113,000円
- ・国補：妊娠・出産包括支援事業補助金 389,000円
- ・県負：未熟児養育医療費負担金 20,226円
- ・県補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金 412,000円
- ・県補：養育支援訪問事業費補助金 84,000円
- ・県補：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 500,000円
- ・負担金：未熟児養育医療費負担金 27,090円

（目的）

妊産婦・乳幼児を対象に各乳幼児健診・相談・教室・訪問・子育て世代包括支援センター事業等を実施し、子どもの健やかな心身の成長発達を促すとともに、養育者の育児不安の軽減、しいては虐待の予防を図ることを目的とする。

（内容）

- ・母子健康手帳交付 281件
- ・委託医療機関での健康診査、検査の実施
 - 妊婦健康診査(14回)：3,127人 産婦健康診査(2回)：446人 乳児健康診査(2回)：419人
 - 新生児聴覚検査(1~2回)：243人
- ・乳幼児健診・育児相談等の個別対応実施（受診者/回数/受診率）
 - 3か月児健診：276人/12回/103.0% 1歳6か月児健診：317人/13回/96.1%
 - 2歳児歯科検診：328人/10回/95.9% 3歳児健診：367人/13回/93.1%
 - ひよこサロン：51人/9回 乳幼児相談：81人/9回
- ・HAPPYバンビィクラス：85人/11回

- ・離乳食教室：44組/12回
- ・ペアレントトレーニング：20人/4回
- ・心理士、理学療法士による発達相談・指導：98人/25回
- ・家庭訪問指導（妊産婦、新生児、乳幼児、心身障害児、養育支援）：723人
- ・歯みがき教室：189人/1回
- ・思春期保健：赤ちゃんふれあい体験教室 新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止
思春期の講話 1,136人/19回
- ・未熟児養育医療費の給付：実1人/延1件
- ・不妊治療費助成金の交付：特定不妊 実24人/延28件 男性不妊 実1人/延1件
- ・産後ケア：宿泊実2人/延7件、日帰り利用なし、訪問実1人/延1件

(効果)

妊産婦の健康管理、乳幼児の疾病予防の早期発見につながった。

乳児家庭全戸訪問により、養育環境に問題のある家庭を早期に把握することが出来、支援につながった。

未熟児養育医療費の給付・不妊治療費助成金の交付により、対象者の経済的負担の軽減が図れた。

○新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（04010204） 40,436,206円（新規事業）

決算書 P198

〈国・県：11,354,000円 一財：29,082,206円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 11,354,000円

(目的)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民へマスク、次亜塩素酸水を配布するとともに、来庁者への検温、手指消毒の徹底を図る。

また、必要な新型コロナウイルスワクチンを確保できた際に、円滑な接種を実施していくことができるように体制の整備を図る。

(内容)

- ・マスクの配布
市民へ配布 268,715枚、他医療機関等へ配布 88,922枚、備蓄用マスク 350,000枚購入
- ・次亜塩素酸水生成装置の購入
(配布量合計：25,645リットル、来場者合計：20,423人)
- ・自動手指消毒器設置
- ・体温検知機能付き顔認証カメラ等の設置
- ・新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康管理システムの改修
- ・新型コロナウイルスワクチン接種予約管理システムの導入
- ・新型コロナウイルスワクチン接種記録システム用データ連携改修
- ・新型コロナウイルスワクチン接種券、接種案内通知の作成

(効果)

不足しているマスクを市民へ配布したことで安心へつながった。来庁者へ検温、手指消毒を促し、環境整備の徹底をはかることで新型コロナウイルス感染拡大防止への一助につながった。

また、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するために必要な体制を確保することができた。

○食生活改善に要する経費（04010302） 209,083円（501,314円） 決算書 P200

〈一財：209,083円〉

(目的)

市民が健康に毎日を過ごせるよう良い食習慣の普及活動を推進する。
生活習慣病を予防し健康で豊かな人間性を育むために、地域において計画的に食育を推進する。

(内容)

- ・食文化伝承事業では、幼児や小・中学生（保護者）がいる家庭を訪問し、37名に地域の食文化や郷土料理のレシピを配布した。
- ・おやこの食育教室では、年長から小学生がいる家庭を訪問し、45名にテキストや教材を用いて朝食・共食の大切さを啓発した。
- ・世代別に取り組む生活習慣病予防のためのスキルアップ事業では、高校生・大学生のいる家庭を訪問し、朝食の大切さや食習慣と生活習慣病の関係についてテキストや教材を用いて説明した。
- ・中央研修として、親子で作れるレシピや旬の食材を使ったレシピ集を作成した。

(効果)

食生活改善推進員が家庭訪問を行うことにより、地域の人たちに食育をとおした健康増進に結びついた。また、レシピ集を作成したことで、具体的な献立案を提案できるようになった。